

---

---

論 説

---

---

# フランスの保安処分制度の 現状と課題

末 道 康 之

- I はじめに
- II 保安処分の概要
  - 1 保安監置の概要
  - 2 保安監視の概要
- III 現状と課題
  - 1 保安監置・保安監視制度をめぐる課題
  - 2 保安監置の適用に関する裁判例
- IV 触法精神障害者の処遇
  - 1 司法入院制度導入の経緯
  - 2 司法入院の要件
- V おわりに

## I はじめに

保安監置と精神障害による刑事免責宣告に関する 2008 年 2 月 25 日法 (Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental, 2010 年 3 月 10 日法によって補完された。)によって、フランス刑事訴訟法に保安監置 (rétention de sûreté) と保安監視 (surveillance de sûreté) が導入されて 10 年が経過した<sup>1)</sup>。本法に関する憲法院の事前審査において、憲法院は 2008 年 2 月 21 日の決定で、保安監置は刑罰ではな

いと認定する一方で（したがって、本来であれば刑罰法規の遡及適用禁止原則は適用されないはずであるのに）、保安監置は厳しい処分であることを理由として遡及適用は認めないという判断を示した<sup>2)</sup>。したがって、保安監置の直接的な適用は、法律施行後、15年以上の懲役を科せられた者の刑期満了後ということになるので、刑期の短縮を考えたとしても、2020年以降になることが想定される。但し、保安監視に置かれた者が課せられた義務を遵守しなかったことを理由に保安監置を適用することは法律上可能であり、現実にもその適用が争われた事例も存在する。なお、2008年法では、保安処分のほかに、責任無能力者に対する司法入院の制度も導入された。従来の行政による措置入院のほかに、司法が強制入院に関与する制度が設けられた<sup>3)</sup>。この司法入院制度も触法精神障害者に対する一種の保安処分であると考えられることができる。

フランスにおいて本格的な保安処分が導入されて10年が経過したが、保安監置・保安監視処分については様々な評価が加えられている。サルコジ政権からオランド政権への政権交代に伴い保安監置制度については廃止を求める意見も示されたことがあった。また、拘禁（自由剥奪）施設総監督官（*Contrôleur général des lieux de privation de liberté*）が保安監置に関しては廃止を提言するなどかなり厳しい評価を公表したこともあった。

本稿では、保安監置の適用に関する裁判例や保安監置制度に関する査察に基づく評価意見等を参照しながら、フランスの保安監置・保安監視という保安処分制度の運用の現状とこの制度をめぐる課題について、分析・検討を加えたいと考える。保安監置・保安監視に関しては、既にその概要を紹介したことがあるが<sup>4)</sup>、その後、改正された点も存在し補訂が必要な箇所もあるので、本稿では、必要な範囲で、保安監置・保安監視制度についても解説を加える。

#### 注

- 1) 2008年法によって導入されたフランスの保安処分（保安監置・保安監視）については、末道康之「フランスの保安処分をめぐって——保安留置と精神障害による刑

事免責宣告に関する 2008 年 2 月 25 日法による改正」南山法学 33 卷 3・4 号（2010）217 頁以下、末道康之『フランス刑法の現状と欧州刑法の展望』（成文堂・2012）186 頁以下、井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する 2008 年 2 月 25 日の法律（Loi n°2008-174）について」法政研究 77 卷 4 号（2011）831 頁以下等を参照。

- 2) この点については、末道・前掲書 188 頁以下を参照。
- 3) 司法入院の制度については、末道・前掲書 199 頁以下、末道康之「触法精神障害者の処遇及び保安処分——フランスと日本との比較検討」精神保健政策研究 22 号（2013）46 頁を参照。
- 4) 末道・前掲書 186 頁以下を参照。

## II 保安処分の概要

### 1 保安監置の概要

#### (1) 保安監置の適用範囲

保安監置については、刑事訴訟法 706-53-13 条以下に規定が置かれている<sup>5)</sup>。保安監置はあくまで例外的に適用されるため、その適用にはいくつかの要件を充足する必要がある。まず、受刑者が刑罰の執行の終了を迎えるにあたり行われる再診断の結果、受刑者が、その人格に著しい障害があるため再犯の蓋然性が極めて高いと判断された場合に限り例外的に保安監置を言い渡すことができる<sup>6)</sup>。行為者（受刑者）の危険性をどのように判断するかであるが、ここでいう危険性はあくまで犯罪学的な意味におけるそれであって、精神障害を直接の原因として犯罪行為に至ったという精神医学的な意味におけるものではないことをまず確認しておく必要がある<sup>7)</sup>。したがって、危険性の判断については、あくまで刑事施設から釈放後、新たに刑事訴訟法 706-53-13 条で定められた罪を犯す蓋然性が非常に高い場合に危険性があると判断されることになる。対象として想定されているのは、小児性愛者及び精神病質者（議会の公聴会では、自己愛性人格障害、情緒不安定性人格障害、反社会性人格障害の 3 類型が指摘されている）などである<sup>8)</sup>。ただ、現実的には、精神医学

的な危険性は広義の犯罪学的危険性に含まれ、犯罪学的な危険性と精神医学的な危険性の定義には両立しうるところもあり、小児性愛者などの人格障害者については国際的な定義では精神医学的な危険性をもつ者に分類されている。したがって、保安監置が適用されうる範囲は、精神医学的な危険性を除く犯罪学的危険性があり人格障害がある者、精神医学的な危険性がある者で精神障害に基づき是非弁別能力・行動制御能力に障害がある者に限定される。精神医学的な危険性があり是非弁別能力・行動制御能力がない者、犯罪学的危険性があるが人格障害ではない者については適用されない<sup>9)</sup>。

受刑者の危険性は、2005年12月12日法の累犯処遇法によって設立された「学際的保安処分委員会 (commission pluridisciplinaire des mesures de sûreté)」によって、少なくとも釈放の1年前には判断される(刑訴法706-53-14条1項)。学際的保安処分委員会が危険性の評価を下すにあたり、まず、少なくとも6週間、受刑者をFresnes刑務所内に設置された専門の機関(国家観察センター)に移し経過を観察し、2人の専門家によって実施された医学的鑑定に基づき危険性を学際的に評価する(同法706-53-14条2項)。専門の機関は、ソーシャルワーカー、心理学者、一般医及び精神科医、特別に養成された監視員などによって構成される(同法706-53-14条4項)。

保安監置は、まず、未成年者に対して謀殺罪もしくは殺人罪、拷問もしくは野蛮行為の罪、強姦(強制性交等)罪または略取罪もしくは監禁罪を犯し、15年以上の有期懲役で有罪判決を受けた受刑者(同法706-53-13条1項)、成人の被害者に対して謀殺罪もしくは加重殺人罪、加重拷問もしくは加重野蛮行為の罪、加重強姦(強制性交等)罪または加重略取罪もしくは加重監禁罪が犯され、15年以上の有期懲役で有罪判決を受けた受刑者(同法706-53-13条2項)、に対して言い渡すことができる。成人の場合には謀殺罪以外の罪については加重類型のみ予定されているため、例えば通常の強姦(強制性交等)罪や殺人罪を再犯の蓋然性が極めて高い危険性のある行為者が犯したとしても、保安監置の対象とはならないことが問題として指摘されている。規定ではこの点は明確ではないが、対象となるのは該当する罪を犯し15年以上の有期懲役

を言い渡された受刑者であり、保安監置の適用可能性については、重罪院の判決に明示される必要がある。なお、無期懲役を言い渡された受刑者は原則として対象から除外されているが、無期懲役を言い渡す際に仮釈放を想定して保安期間を同時に言い渡すような場合には保安監置の適用も可能である。

## (2) 保安監置の宣告

保安監置は、医学的鑑定の後で、学際的保安処分委員会の提案または賛成意見に基づき、地域保安監置裁判所の決定により命じられる。

### A 医学的鑑定

保安監置を言い渡すか否かの判断をするには、刑の執行終了時に、受刑者の状態を評価するために医学的な鑑定が求められ、2人の鑑定人に委託される(刑訴法706-53-14条2項)<sup>10)</sup>。司法監視または社会内司法追跡に引き続き保安監置が言い渡される場合にも同様である。受刑者はその権利として再鑑定を求めることができる(同法706-53-15条2項)。法律では医学的鑑定と規定されているが、現実的には精神科医が鑑定を行う必要があり、場合によっては心理学者が補佐することも可能である<sup>11)</sup>。鑑定人は受刑者の危険性及び再犯の危険等について判断する必要がある。さらに、鑑定人は、人格の著しい障害の存在、人格の著しい障害が精神医学的な性質のものか否か、についても判断しなければならない。社会内司法追跡の範囲内で、受刑者に治療命令を言い渡す場合に求められているような治療の対象となるとの結論を出すことは求められていない。何故なら、保安社会医療司法センターにおいて保安監置の対象となる者が常に治療の対象となるとは限らないからである<sup>12)</sup>。

### B 学際的保安処分委員会の提案または賛成意見

学際的保安処分委員会は2005年法(累犯処遇法)によって導入された組織であり、刑事訴訟法763-10条に規定が置かれ、その役割は移動(携帯)型電子監視措置の適用についての見解を示すことであった<sup>13)</sup>。学際的保安処分委員

会の詳細については、刑事訴訟規則 R. 61-7 条以下に規定される。2008 年法による改正によって、その権限が保安監置の適用にまで拡大されたことになる。委員会は、委員会が設置される管轄域内にある控訴院院長によって 5 年の任期で指名された控訴院の部長判事 1 名（委員会委員長となる）、地域圏の知事及び地域矯正局長またはその代理人、精神医学の専門家 1 名、当該分野の高等教育の学位または心理学の修士号をもつ心理学の専門家 1 名、被害者支援組織の代表者 1 名及び弁護士会理事会の委員である弁護士 1 名から構成される（刑訴規則 R. 61-8 条）。学際的保安処分委員会は、ボルドー、リール、リヨン、マルセイユ、ナンシー、パリ、レンヌ、フォー・ド・フランスの 8 地域圏に設置されている（A. 37-34 条）。なお、各学際的保安処分委員会の管轄については、2009 年 6 月 15 日のアレテにより定められた（A. 37-34 条）。

移動（携帯）型電子監視措置の適用に関しての学際的保安処分委員会の意見はあくまで諮問意見にすぎず、裁判所がその適用を実質的に決定することになるが、保安監置及び保安監視については、学際的保安処分委員会が賛成意見を提示しなければ適用はできない（刑訴法 706-53-14 条<sup>14</sup>）。少なくとも釈放の 18 月前に、行刑裁判官が、場合によっては検事正が、学際的保安処分委員会に事件を付託する（同規則 R. 53-8-53 条）。この賛成意見に基づき、検事長が地域保安監置裁判所に申し立てることになる（同法 706-53-15 条）。学際的保安処分委員会が保安監置の適用に否定的な意見を示した場合には、事件記録は行刑裁判官に戻され、行刑裁判官が司法監視に置くか否かを判断する（同規則 R. 53-8-53 条）。司法監視に課せられた義務違反により暫定的に保安監置が適用される場合には、地域保安監置裁判所長が緊急に決定することができるが、その判断が確認されるためには、学際的保安処分委員会は 3 月以内に賛成意見を提示しなければならない（同法 706-53-19 条 3 項）。このように、学際的保安処分委員会は保安監置及び保安監視の適用に関して優先的な決定権をもち、学際的保安処分の賛成意見なくして裁判所は保安監置及び保安監視を適用することはできない<sup>15</sup>。なお、学際的保安処分委員会は賛成意見を示したが、裁判所が保安監置等の適用を認めないとの判断を示すことは可能

である<sup>16)</sup>。したがって、三権分立の見地からも、学際的保安処分委員会に対する裁判所の独立性は確保されていることになる。学際的保安処分委員会の判断には異議の申立ができないので、検察官はその決定に従わざるを得ない。

刑罰の執行終了と同時に保安監置を言い渡すだけの条件が整っていないと学際的保安処分委員会が判断したが、受刑者はいまだ危険であると評価する場合、学際的保安処分委員会は行刑裁判官に事件記録を差し戻し、行刑裁判官が保安監視に置くことが必要かを判断する（同法 706-53-14 条 4 項）。司法監視または社会内司法追跡の終了後、保安監視に置く必要はないと行刑裁判官が判断した場合、受刑者はいかなる保安処分の適用も受けない<sup>17)</sup>。

保安監置の期限が終了する 3 月前に、裁判官は控訴院付検事正に保安監置の延長の可否に関する意見を示す。被監置者の状況を調査するために、検事正は学際的保安処分委員会に申し立てる。この場合、初回時のように専門の機関による調査を行う必要はない（同規則 R.53-8-54 条 1 項）。学際的保安処分委員会は、保安監置の延長の可否、保安監視に置くか、移動（携帯）型電子監視措置を伴う保安監視か否か、等の判断をする（同規則 R.53-8-54 条 2 項）。

### C 地域及び国家保安監置裁判所の決定

保安監置及び保安監視は、特別に設置される地域保安監置裁判所 (jurisdiction régionale de la rétention de sûreté) によって言い渡されることになる（刑訴法 706-53-15 条<sup>18)</sup>）。地域保安監置裁判所の決定に対しては、国家保安監置裁判所 (jurisdiction nationale de la rétention de sûreté) に不服申立をすることが可能である。地域保安監置裁判所及び国家保安監置裁判所の裁判官の選任手続などに関する詳細は、刑事訴訟規則 R.53-8-40 条から R.53-8-43 条に定める。特別裁判所である地域保安監置裁判所が設けられた背景には、保安監置及び保安監視処分は刑罰ではないことから行刑裁判官がその適用に関与することは適切ではないとの判断があったこと、保安監置及び保安監視は刑罰適用の終了後に言い渡されるので、公平性を担保するため刑罰の適用に関与する行刑

裁判官の関与は避けるべきであることなどが考慮されたゆえである<sup>19)</sup>。したがって、控訴院行刑部長または地域保安処分委員会委員長は地域保安監置裁判所長となることはできない<sup>20)</sup>。

地域保安監置裁判所は、控訴院院長によって指名された控訴院部長判事1人と控訴院判事2人から構成され、任期は3年である(同法706-53-15条)。地域保安監置裁判所は地域圏において管轄を有することになり、その所在地及び管轄区域は司法大臣のデクレによって定められる(同法706-53-22条)。地域保安監置裁判所は、控訴院所在地、具体的には、ボルドー、ドゥエ(学際的保安処分委員会はリールに設置される)、リヨン、エクス・アン・プロバンス(学際的保安処分委員会はマルセイユに設置される)、ナンシー、パリ、レンヌ、フォー・ド・フランスに設置されている(同規則R.53-8-40条・A.37-35条)。

学際的保安処分委員会の提案に基づき、検事長が地域保安監置裁判所に提訴する。地域保安監置裁判所の審理は受刑者の希望により公開することが可能であり、当事者双方の主張を聴いた後で、保安監置裁判所が保安監置・保安監視の適用について判断を下す。受刑者は私選及び国選の弁護人の援助を受けることができる(同法706-53-15条)。

国家保安監置裁判所は、破毀院院長によって指名された3人の破毀院判事により構成される。任期は3年である。国家保安監置裁判所は、理由を付した決定によって、地域保安監置裁判所の決定に関する破棄申立の可否を判断する(同規則R.53-8-42条)。国家保安監置裁判所の決定に対する破棄申立は、破毀院刑事部で審理される(同規則R.53-8-43条)。

### (3) 保安監置の期間

保安監置の期間は1年である(刑訴法706-53-16条1項)。期間を1年と定めたのは、自由の侵害を最大限限定するためである<sup>21)</sup>。但し、保安監置及び保安監視は刑罰ではなく、保安処分であるので、受刑者の危険性が持続する限りは、1年ごとに制限なく何度でも更新することが可能である(同法706-53-16条2項)<sup>22)</sup>。保安監置及び保安監視の期間の上限には制限は設けられていない<sup>23)</sup>。

更新の場合も、初回と同様の手続に従って適用の可否が判断される。保安監置の期間は、Fresnes 医療刑務所内の保安社会医療司法センター (Centre socio-medico-judiciaire de sûreté) に監置されるが (同法 706-53-13 条 4 項)、保安監置の終了に向けて治療等の支援が行われることになる。法律上は無制限に保安監置を適用することは可能であるが、現実的には保安監置が必要ないように対象者の危険性を除去するための支援策の効果によって、一定の期間経過後は社会復帰が可能となると想定される。但し、治療が困難な処遇困難者については、危険性が継続していると判断される限りにおいては保安社会医療司法センターに監置され続けることになる恐れもあり、終身の保安監置の可能性も排除されるものではない<sup>24)</sup>。

#### (4) 保安監置の態様

保安監置の態様については、刑事訴訟法規則においてその詳細が定められている<sup>25)</sup>。まず、保安社会医療司法センターは、司法省と保健衛生省の共同管轄下に置かれる (刑訴規則 R.53-8-55 条)。すなわち、Fresnes 医療刑務所は、刑事施設であると同時に治療施設でもあるので、刑務所長と病院長がそれぞれの管轄権を有する事項について責任を負うことになる。刑務所長は、センターの保安管理、秩序維持、被監置者の収容状況・日常生活にかかわる事項等について責任を負う。病院長は被監置者の医学的・心理学的な治療・処遇について責任を負う (同規則 R.53-8-56 条)。

保安社会医療司法センターの使命は、① 被監置者の危険性を減少させ、監置処分を終了させるために、被監置者に対して、恒常的に、被監置者の危険性を減少させ、監置処分を終了させるための医学的・心理学的及び社会的な処遇 (prise en charge) を行うこと、② 非常に厳格にかつ被監置者の尊厳を尊重しながら、センターの安全と良き秩序が確保された条件で対象者を施設で監置し、対象者が宣告された処分を免れることを避けること、である (同規則 R.53-8-55 条)。

保安社会医療司法センターにおいて保安監置された者は、教育的または職

業的な活動に参加する，センターで現在し生活することと両立しうる仕事を行う，宗教的または哲学的な活動を実践する，郵便物の送付・受取，訪問客の受け入れ，毎日電話をかける，等の行動を行うことが認められている（同規則 R.53-8-68 条）。夜間においては，被監置者は個室で過ごし，昼間においては，保安上または医学上の理由で刑務所長・病院長から参加が認められない場合を除き，センターの活動に参加することになる（同規則 R.53-8-61 条）。また，監置されている者は，家族との関係を維持またはセンター退所後に備えるために，電子監視用のブレスレットを装着して何日間か外出することが認められる（同規則 R.53-8-70 条）。外出許可は行刑裁判官によって判断され，拒否された場合は，地域保安監置裁判所に異議申立をすることができる（同規則 R.53-8-71 条）。

## 2 保安監視の概要

### (1) 保安監視の適用範囲

保安監視は，既に存在している司法監視，社会内司法追跡，移動（携帯）型電子監視措置などの処分と同様に，自由を制限する処分である<sup>26)</sup>。保安監視の適用は，保安監置の終了後に引き続いて言い渡される場合（刑訴法 706-53-19 条）と，司法監視の終了後（同法 723-37 条）または社会内司法追跡の終了後（同法 763-8 条）に引き続いて言い渡される場合に限定されている。

保安監視の対象となる者は，保安監置の場合と同様であり，未成年者に対して謀殺罪もしくは殺人罪，拷問もしくは野蛮行為の罪，強姦（強制性交等）罪または略取罪もしくは監禁罪を犯し，15年以上の有期懲役で有罪判決を受けた受刑者と，成人の被害者に対して謀殺罪もしくは加重殺人罪，加重拷問もしくは加重野蛮行為の罪，加重強姦（強制性交等）罪または加重略取罪もしくは加重監禁罪が犯され，15年以上の有期懲役で有罪判決を受けた受刑者である（同法 706-53-13 条）。

## (2) 保安監視の宣告

保安監視を宣告する手続は概ね保安監置を言い渡す場合と同じである<sup>27)</sup>。保安監視は、司法監視・社会内司法追跡・保安監置の終了後に引き続いて言い渡されるが、まず、司法監視及び社会内司法追跡の終了後に引き続いて言い渡す場合には、医学的鑑定に基づき対象者に危険性の継続が認められ、① 性犯罪または粗暴犯罪の行為者の情報処理された国家（全国）司法ファイルへの登録に基づく義務だけでは、該当する犯罪の実行を予防する手段としては不十分である場合、② 保安監視が再犯の蓋然性が極めて高いと思われる該当する犯罪の実行を予防する唯一の手段である場合、に限り言い渡すことが可能である（刑訴法 723-37 条・763-8 条、刑訴規則 R.53-8-44 条）。保安監置終了後に引き続いて言い渡す場合には、対象者が上述した刑訴法 706-53-13 条に定める罪を犯す危険性があればそれで足りるとしている（同法 706-53-19 条、同規則 R.53-8-44 条）<sup>28)</sup>。

保安監視が司法監視または社会内司法追跡の終了後に引き続いて言い渡される場合、行刑裁判官または検事正が、司法監視または社会内司法追跡の終了の 8 月前に、地域保安監置裁判所に訴訟係属をしなければならない。この 8 月の期間内に、学際的保安処分委員会が保安監視を言い渡すかどうかについて判断するため、受刑者の危険性について医学的鑑定を行う（同規則 R.53-8-46 条）<sup>29)</sup>。

保安監視が保安監置終了後に引き続いて言い渡される場合、地域保安監置裁判所が、保安監置の更新を認めないまたは保安監置を終了させるとの判断を示す決定において、保安監視を言い渡す決定をする（同法 706-53-19 条）。

## (3) 保安監視の態様

保安監視が保安監置終了後に言い渡される場合、司法監視の場合と同様に、治療命令及び移動（携帯）型電子監視措置などの義務が課せられる（刑訴法 706-53-19 条）<sup>30)</sup>。司法監視または社会内司法追跡に置かれていた者については、保安監視が言い渡されると、法律で定められた期間を超えて、自由を制限す

る義務を延長することが可能となる（同法 727-37 条・763-8 条）。保安監視は 2 年の期間で言い渡され、無期限に更新は可能である（同法 706-53-19 条<sup>31)</sup>。また、保安監視に置かれた期間は司法監視に置かれたときに課せられる以下の一または複数の義務に服さなければならない（同法 706-53-19 条）。

まず、禁止された場所への出入りを監視するため、電子監視措置の対象となりうる。司法監視の枠内で命じられる電子監視措置の期間は最高で 6 年（2 年の期間を 3 回更新できる）であるが、保安監視が言い渡され電子監視措置が義務づけられると、その期間に制限はなくなるため、保安監視が適用された場合にはその期間、電子監視措置に置くことが可能となる<sup>32)</sup>。

また、保安監視に置かれた者は、コーディネーターの医師または主治医が介入する治療命令の対象ともなりうる。性犯罪者に対しては、保健衛生法 L. 3711-3 条に従って、性欲を減退させるためのいわゆる科学的去勢の治療を行うことも可能である（同法 706-47-1 条）。

保安監視に置かれた者は、定められた場所に居住する義務が生じ、裁判官によって許可された期間を除き、その場所から離れることが禁止される。この義務は、2008 年法によって、司法監視及び社会内司法追跡に課せられる義務に新たに追加されたものである<sup>33)</sup>。

最後に、法律では明示されていないが、2008 年法の適用デクレによって詳細が定められたものとして、保安監視に置かれた者は、居住地を管轄する行刑裁判官の監督下に置かれ、社会復帰及びプロヴェージョン担当の矯正局職員の援助を受ける（刑訴規則 R. 53-8-49 条）。保安監視は刑罰ではないが、行刑裁判官と矯正局職員が保安監視に置かれた者の監視について権限を有する。

なお、保安監視に置かれた者に対して課せられる義務については、その執行中随時、新たな義務を追加する、義務の内容を変更する、義務を削除する等変更は可能である（同規則 R. 53-8-48 条）。課せられた義務に違反した場合には、保安監視の対象ともなりうるが、保安監視の適用に至るまでに、義務を追加するなどのできる限りの手段を尽くすなどの対応をする必要がある。

(4) 保安監視に課せられた義務に違反した場合の対応

保安監視に課せられた義務に違反したことによって、保安監視対象者の再犯の蓋然性が高まった場合には、緊急に保安社会医療司法センターに収容されることになる(刑訴法706-53-19条)。義務に違反することにより、義務違反によって即座に保安監置が適用されるわけではなく、再犯の蓋然性が極めて高いという保安監視対象者の危険性が確認された段階で、保安監置の対象となりうる。義務に違反した場合に保安社会医療司法センターへの収容を決定するのは地域保安監置裁判所長である。期間は3月であり、学際的保安処分

【保安監置1：社会内司法追跡を伴わない懲役の場合】

15年以上の懲役 (保安監置に置くために、刑期満了時に対象者の状況を再調査することを定める重罪院の判決があること)	⇒	保安監置 (司法監視では不十分であると対象者の危険性がある限り1年ごとに延長可能)	⇒	保安監視 (保安監置終了後、2年ごとに延長可能)
--	---	--	---	-----------------------------

【保安監置2：社会内司法追跡を伴う懲役の場合】

15年以上の懲役 (保安監置に置くために、刑期満了時に対象者の状況を再調査することを定める重罪院の判決があること)	⇒	保安監置 (社会内司法追跡では不十分であるとき。対象者の危険性がある限り1年ごとに延長可能)	⇒	社会内司法追跡 (保安監置が終了したとき)	⇒	保安監視 (2年ごとに延長可能)
--	---	---	---	--------------------------	---	---------------------

【保安監視1】

15年以上の懲役	⇒	司法監視 (期間は減輕された刑期相当)	⇒	保安監視 (行為者の危険性があれば2年ごとに延長可能)	⇒	保安監置 (保安監視に課せられる義務違反がある場合、1年ごとに延長可能)
----------	---	------------------------	---	--------------------------------	---	---

【保安監視2】

15年以上の懲役	⇒	社会内司法追跡	⇒	保安監視 (行為者の危険性があれば2年ごとに延長可能)	⇒	保安監置 (保安監視に課せられる義務違反がある場合、1年ごとに延長可能)
----------	---	---------	---	--------------------------------	---	---

\*保安監置1・2、保安監視1・2については、司法省の通達(Circulaire de la DADG No CRIM 08-17/E8 du 17 décembre 2008 relative à la présentation générale des dispositions relatives à la surveillance de sûreté et à la rétention de sûreté, Bulletin officiel du Ministère de la justice, 28 février 2009, p.3, Annexe II・III)を参照し、その後の改正を踏まえて一部修正を加えた。なお、「⇒」は筆者が補足した。

委員会の同意を得る必要がある（同法 706-53-19 条）。

注

- 5) 本稿で引用する刑事訴訟法・刑事訴訟規則等の規定については、*Code de la procédure pénale 2019*, Dalloz を参照した。
- 6) 末道・前掲書 189 頁以下, F. Desportes et F. Le Guehec, *Droit pénal général*, 6<sup>e</sup> éd., 2009, Economica, n° 1177, pp. 1112 et s.
- 7) 末道・前掲書 190 頁, H. Matsopoulou, Rétention de sûreté et surveillance de sûreté, *Juris-classeur de Procédure pénale*, art. 706-53-13 à 706-53-21 : fasc. 20, p. 4 ; Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1176, pp. 1111 et s.
- 8) 同上。
- 9) 同上。
- 10) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1179, pp. 1114 et s.
- 11) 末道・前掲書 192 頁。
- 12) 同上。
- 13) 学際的保安処分委員会の概要については、フランス司法省の web site 上で閲覧が可能である。
- 14) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1181, pp. 1115 et s.
- 15) 末道・前掲書 193 頁。
- 16) 同上。
- 17) 同上。
- 18) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n<sup>os</sup> 1182 et s., pp. 1116 et s.
- 19) 末道・前掲書 194 頁。
- 20) 同上, Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1182, p. 1117.
- 21) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1185, p. 1118.
- 22) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1204, pp. 1136 et s.
- 23) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1186, p. 1120.
- 24) この点については, Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1186, p. 1120 を参照。
- 25) この点については, Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1203, pp. 1134 et s. を参照。
- 26) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1188, p. 1121.
- 27) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n<sup>os</sup> 1189 et s., p. 1122 et s.
- 28) 末道・前掲書 128 頁以下を参照。
- 29) 末道・前掲書 129 頁を参照。
- 30) Desportes et le Guehec, *op. cit.*, n° 1192, pp. 1124 et s.
- 31) 当初は 1 年の期間であったが, 2010 年 3 月 10 日法によって 2 年に延長された。  
末道・前掲書 197 頁を参照。

- 32) 末道・前掲書 198 頁を参照。
- 33) 同上。

### III 現状と課題

前述したように、憲法院の決定に従って、保安監置処分については遡及適用が禁止されているため、2008 年法律施行後、保安監置は 15 年以上の懲役に処せられた受刑者について刑期満了後に適用されることになり、直接、保安監置を言い渡された事例は現時点で存在していない。但し、刑期満了後に保安監視処分に置かれた者が課せられた法律上の義務を遵守しなかったために、保安監置を言い渡すことは認められているので、この方法によって保安監置を適用することは可能である。そこで、保安監置の適用が問題とされた事例を参考に制度の適用に関する課題を検討したい。また、保安監置制度について、拘禁（自由剥奪）施設総監督官が 2014 年、2015 年の 2 回にわたって、本制度に関する辛辣な評価意見を示しているので、保安監置制度の運用の実情や問題点について検討する。

なお、司法省の資料によれば、2015 年までに保安社会医療司法センターに保安監置された者は、2012 年 2 人、2013 年 2 人、2014 年 7 月 1 人、2015 年 6 月 1 人である<sup>34)</sup>。

#### 1 保安監置・保安監視制度をめぐる課題

保安監置・保安監視処分は右派のサルコジ政権時に導入されたことから、その後の左派のオランダ政権誕生時には保安監置制度を廃止することを政権公約として掲げていた<sup>35)</sup>。しかし、オランダ政権下で保安監置制度が廃止されることはなく、現在のマクロン政権下においても、保安監置制度は存続している。

保安監置制度の問題点については、保安社会医療司法センターの査察に基づく保安監置に関する2014年、2015年の拘禁（自由剥奪）施設総監督官の評価意見に端的に示されている<sup>36)</sup>。2014年の査察後の対応が十分ではないと判断されたため、2015年に2度目の査察が行われた。以下、主として2015年の評価意見の分析を通して、保安監置制度の課題について検討したい。なお、フランスでは、2007年に拘禁施設における人権侵害を監督するために拘禁（自由剥奪）施設総監督官制度が導入された。拘禁（自由剥奪）施設総監督官は、拘禁施設（刑事施設、未成年犯罪者施設、閉鎖教育センター、空港等の待合ゾーン、行政拘禁センター、行政拘禁所、警察留置場、陸軍・海軍及び空軍の拘禁所、病院センターの精神病院セクター）における人権侵害を監督する権限を有する。拘禁（自由剥奪）施設総監督官は独立行政機関であり、独立性・中立性が保障されている。その任期は6年で、更新はできず、兼業は認められない<sup>37)</sup>。

拘禁（自由剥奪）施設総監督官の保安監置制度に関する2015年の評価意見は以下の3点から構成される。その概要について紹介する。

#### (1) 保安監置の不明確な法的枠組<sup>38)</sup>

法律によって指定された保安監置の目的は、保安社会医療司法センターにおいて、監置されている者に対して、「恒常的に、被監置者の危険性を減少させ、監置処分を終了させるための医学的・心理学的及び社会的な処遇（prise en charge）」を提供することである。保安社会医療司法センターは、また、非常に厳格にかつ対象者の尊厳を尊重しながら、センターの安全と良き秩序が確保された条件で対象者を施設で監置し、対象者が宣告された処分を免れないようにしなければならない。

2010年法によって改正された2008年法の文言にもかかわらず、保安監置の法的性格は不明確なまま残されている。2008年2月21日の決定で、憲法院は、重罪院の判決では保安監置を宣告できず、刑期終了後、その他の条件を充たせば保安監置の適用が可能となるだけであるから、保安監置は刑罰で

はないと判断している。地域保安監置裁判所だけが、行為者の帰責性ではなく危険性に基づいて、保安監置を宣告できるのである。その一方で、憲法院は、保安監置の自由を剝奪する性質、自由剝奪の期間、期間を制限なく更新できることを考慮して、遡及適用には反対を示した。すなわち、刑罰ではない保安監置に対して遡及処罰禁止原則の適用を認めたことになる。保安監置は刑罰ではなく保安処分であるとしながら、遡及適用を禁止しており、その法的性格は曖昧な状況にあるといえる。

国連の人権委員会は2008年7月に、フランスが受刑者の危険性を理由として、刑期終了後、1年の期間ではあるが制限なく更新可能な状態で保安監置を導入したことに対して懸念を表明した。また、欧州人権裁判所は、欧州人権条約7条1項に照らして、ドイツの事後的保安監置は刑罰であると判断した。したがって、保安監置制度において、受刑者の基本的人権が保障されているかを監督する必要性がある。

(2) 法律によって指定された役割全体を充足する規定になっていないこと<sup>39)</sup>

Fresnesの保安社会医療司法センターを2回にわたり調査訪問した結果、多くの問題点が指摘された。

刑事訴訟法706-53-13条(最終項)は、保安社会医療司法センターで保安監置に置かれた者に対して、「恒常的に、被監置者の危険性を減少させ、監置処分を終了させるための医学的・心理学的及び社会的な処遇 (prise en charge)」が提供されることを求めている。保安社会医療司法センターは、被監置者の人格の危険性を除去することを目的とする施設であり、被監置者にとって死を迎える場所ではなく、治療を受け社会復帰を目指す場所であればならないはずであるが、被監置者と医療刑務所とは完全に隔離され、被監置者が十分な処遇 (prise en charge) を受けることができていない状況にあり、さらに、被監置者に対する教育、職業または社会文化の分野に特化した計画が存在していないことも問題である。保安社会医療司法センターでの監置の状況は、刑事施設における受刑者の拘禁の状況と変わらないので、被監置者と受刑

者には混乱が生じているようにも思える。

保安社会医療司法センターの管理者と Villjuif の Paul Guillaud 病院センターとの間で協定が締結されているが、医学的・心理学的な追跡調査は事実上行われていない。

(3) 行為責任ではなく危険性の推定によって自由の剥奪が正当化されること<sup>40)</sup>

フランスでは、2005年12月12日の累犯防止法において、保安処分である社会内司法追跡が導入された。2008年2月25日法によって、刑罰ではなく行為者の人格の危険性を理由に無制限に自由を剥奪する保安処分が導入された。この危険性は、対象者の深刻な人格障害の影響によって、対象者が将来再犯を犯す蓋然性が高いということを意味する。したがって、従来のフランス刑法の基本原則である行為責任に基づく制度とは別に、行為者の将来罪を犯すかもしれないという人格の危険性（犯罪学的な危険性）を独立の概念としてとらえたことになるが、犯罪学的な危険性の概念は、精神障害に基づく精神医学的な危険性の概念よりも不明確であることが問題であるとの指摘も存在する。

これまで保安監置の適用が問題となった事例は、すべて、司法監視に課せられた義務を遵守しなかったために保安監視に置かれたが、その後も保安監視に課せられた義務を遵守しなかったために保安監置に置かれた事例であり、実際の運用では、行為者の人格の危険性が立証されたというより、対象者が義務を遵守しなかったことに基づいて保安監置が適用されていることになる。したがって、行為者が義務を遵守しなかったことが行為者の危険性を表明することになっているのである。2008年12月17日の司法省の通達では、義務の違反が対象者の特別な危険性を表すものではないときには、対象者が義務に違反したことのみを理由に保安監置に置くことはできない。一般的に、保安監置は最後の手段であり、保安監視の義務の強化が再犯を予防するには不十分であるときに、保安監置を言い渡すことができる、と指示されていた。したがって、運用の現状は当初司法省が想定していた運用とは矛盾

していることになる。

拘禁（自由剥奪）施設総監督官は、上記の問題点を指摘して、保安監置に関する規定は廃止されるべきであるという意見を表明した。

保安監置が適用される事案は、現時点では、保安監視の義務に違反した場合に限定されているため、保安社会医療司法センターに監置されている実数は非常に少ない状況にあり、被監置者の人格の危険性を減少させるための医学的な処遇が適切に行われていないという点が指摘されているが、保安社会医療司法センターは司法省と保健衛生省との共同管理下に置かれているため、センターが適切に機能しているかという点の検証は重要である。

## 2 保安監置の適用に関する裁判例

保安監置の適用に関して、地域保安監置裁判所や国家保安監置裁判所の裁判例が存在し、破毀院の判断も示されている。これまで破毀院において保安監視の適用が争点となった事案はいくつか存在しているが<sup>41)</sup>、保安監置の適用が問題となった事案はそれほど多いわけではない。以下、近時の具体的な裁判例を検討する<sup>42)</sup>。

### (1) 国家保安監置裁判所 2014 年 11 月 17 日決定<sup>43)</sup>

国家保安監置裁判所は、3 月の保安監置に置く仮処分の期間終了後、1 年の保安監置に置く決定をしたパリ地域保安監置裁判所 2014 年 10 月 6 日決定を取り消した。

対象者が、潜在的な危険性の評価に有益であると認められる処遇に置かれることを拒否したことは意図的であると認められるが、対象者のこの態度だけで再犯の非常に高い蓋然性があると認めるには十分ではない。対象者を保安監置に置くことは、対象者が課せられた義務を遵守しないことが再犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられた特別な危険性を新たに示していることを明白にすることを要求する刑事訴訟法 706-53-19 条に定められた条件に

応答していない。対象者は懲役刑満了後、顕著な問題も起こさず、数か月にわたり施設で生活しており、したがって、保安監置処分の適用は認められない。

(2) パリ地域保安監置裁判所 2014年6月20日決定・2015年3月16日決定<sup>44)</sup>

2014年6月20日から開始された対象者への保安監視の範囲内で対象者が電子監視に置かれることを拒否したので、同日、パリ地域保安監置裁判所長は、「対象者が移動（携帯）型電子監視に置かれることを繰り返し拒否したことは、対象者の危険性と刑事訴訟法706-53-13条に言及された罪の一つを新たに犯す非常に高い蓋然性を裏づける」ことを理由に、新たに3月間、保安社会医療司法センターで保安監置に置く決定をした。

2015年3月16日の決定で、パリ地域保安監置裁判所は、新たに、2年間、治療命令と移動（携帯）型電子監視措置を伴う保安監視を言い渡して、保安監置処分の終結を決定した。対象者が移動（携帯）型電子監視措置を拒否したため、パリ地域保安監置裁判所は、対象者が移動（携帯）型電子監視措置に置かれることを拒否したことは、対象者の確認された黙示的な危険性と刑事訴訟法706-53-13条に言及された罪の一つを新たに犯す非常に高い蓋然性を立証しているという理由を示している。

2015年6月8日、パリ地域保安監置裁判所は、電子監視付きの保安監視を伴うことなく、保安監置処分を取り消したため、対象者は翌日、約1年の監置の後、保安社会医療司法センターを退所した。

パリ地域保安監置裁判所の裁判例は、保安監視の範囲内で対象者が義務に従うことを拒否したと対象者の危険性との因果関係を認めているということがいえる。

(3) 破毀院 2018年3月28日判決<sup>45)</sup>

A 事実の概要

2000年に重罪院で、加重強姦（強制性交等）罪、拷問・野蛮行為罪、加重

暴行罪、脅迫罪、詐欺罪、加重窃盗罪で20年の懲役を言い渡された者に対して、2010年8月26日にナンシー行刑裁判所は、釈放後、4年間の司法監視(surveillance judiciaire)処分を言い渡した。受刑者が課せられた義務を遵守しなかったため、刑期減輕処分が取り消され、2016年6月8日まで収容されることになった。ナンシー地域保安監置裁判所は2016年5月31日決定によって、釈放後、治療命令とともに2年間の保安監視に置く決定をした。

その後も、受刑者が保安監視に課せられた義務を遵守しなかったため、2017年1月13日、行刑裁判官は、刑事訴訟法706-52-19条、刑事訴訟規則R.53-8-52条に基づき、受刑者を暫定的に保安社会医療司法センターに収容するため、地域保安監置裁判所長に訴訟係属を申し立てた。地域保安監置裁判所の宣告の前に、受刑者は、ベルダン軽罪裁判所において、別件で民族差別を理由とした殺人の脅迫で1年の拘禁刑を言い渡されていた。この判決を受けて、地域保安監置裁判所は、軽罪裁判所によって言い渡された刑の執行による収容と関連して保安監視は中断されるため、行刑裁判官の訴訟係属の申立には根拠がないと判断した。

そこで、行刑裁判官は、学際的保安処分委員会に、受刑者を保安監置に置くための意見を求め、学際的保安処分委員会は申立に賛成意見を示した。ナンシー控訴院付検事正は、地域保安監置裁判所に訴訟を係属し、同裁判所は2017年9月28日に、1年の拘禁刑の刑期満了後、受刑者を1年の保安監置に置く決定をした。国家保安監置裁判所は、保安監置の適用を認める決定をした。

この決定に対して、受刑者は、保安監置に置かれることに対して、以下の①から④の4点に基づき破棄申立をした。① 刑事訴訟法385条・512条に基づき国家保安監置裁判所への訴訟係属の手續違反、② 同法706-53-21条に基づき地域保安監置裁判所には管轄権がない、③ 保安監置規定の時間的適用の問題(より重い刑の遡及適用の禁止原則に違反している)、④ 保安監置を言い渡す際の理由に不備があること、であった。①から③までの破棄申立については認められなかったが、④の破棄申立については破棄申立が認められた。

## B 判決要旨

地域保安監置裁判所の決定は、対象者が刑の執行中に受けることができた医学的・社会的及び心理学的な処遇（prise en charge）の本質について何らの理由も示していない。国家保安監置裁判所において、異議申立人からこの点について指摘されたが、国家保安監置裁判所は、この点について地域保安監置裁判所の判決理由は不十分であることは認めたが、この議論を排除し、異議を申し立てられた決定を維持するために、国家保安監置裁判所は、懲役の執行中において、対象者の人格障害に適した処遇（prise en charge）や治療が実際に行われたかという問題は第一審でも、司法監置または保安監視に置かれたときにも、提起されていないことから、地域保安監置裁判所は、裁判の際に争点となっておらず、対審による審理の終了時に刑事施設外（社会内）に置くという先行決定を再検討することに立ち戻る調査を実施すべきではない、と判断した。

破毀院は、国家保安監置裁判所の決定には刑事訴訟法の解釈の誤りがあるとして、国家保安監置裁判所の決定を破棄した。

## C 本判決の意義

2010年3月10日法による改正で、刑事訴訟法706-55-15条3項では、地域保安監置裁判所は、刑の執行中に、対象者の人格障害に適した医学的・社会的及び心理学的な処遇（prise en charge）や治療を受けたことを調査した後でしか、保安監置を言い渡すことができない、と規定された。同条4項は、保安監置の決定には、刑事訴訟法706-53-14条・706-53-15条3項に照らして、特別な理由を示さなければならないとする。破毀院は、この規定に照らして、国家保安監置裁判所は保安監置の決定に上記決定理由を付していなかったという手続上の瑕疵を理由に、国家保安監置裁判所の決定を破棄した。保安監置は重大な処分であることから、憲法院も法案の事前審査において適用には慎重であるべきという点を指摘しており、破毀院も条文を厳格に適用して保安監置に置く決定を破棄したことになる。

注

- 34) 収容人数については、Taubira 司法大臣の査察意見への 2015 年 11 月 13 日付の回答書に記載がある。Contôleur général des lieux de privation de liberté の web site で閲覧可能である。
- 35) なお、上院に提出された保安監置廃止法案については、井上宜裕「フランス上院に提出された保安監置・保安監視廃止法案について」清和法学論集 19 号 (2013) 57 頁以下を参照。なお、法案は審議されず廃案となった。その他、井上宜裕「フランスにおける保安監置廃止に向けた近時の動きについて」法政研究 81 巻 4 号 (2015) 547 頁以下を参照。
- 36) Avis du 5 octobre 2015 relatif à la rétention du sûreté *préc.*, p.1. なお、この意見や 2014 年の査察報告については、Contôleur général des lieux de privation de liberté の web site で閲覧可能である。なお、2014 年の意見書については、井上・前掲「フランスにおける保安監置廃止に向けた近時の動きについて」558 頁以下に紹介がある。
- 37) 拘禁（自由剝奪）施設総監督官については、Contôleur général des lieux de privation de liberté の web site でその詳細が閲覧可能である。鈴木尊紘「フランスにおける拘禁施設虐待防止法制——警察留置場から精神病院までの人権保護——」外国の立法 239 号 (2009) 6 頁以下を参照。
- 38) Avis du 5 octobre 2015 relatif à la rétention du sûreté *préc.*, pp.1 et s.
- 39) Avis du 5 octobre 2015 relatif à la rétention du sûreté *préc.*, p.2.
- 40) Avis du 5 octobre 2015 relatif à la rétention du sûreté *préc.*, pp.2 et s.
- 41) 破毀院判例集に登載された判例として、破毀院 2012 年 1 月 31 日判決 B.C., 2012, n°20 (2 年の拘禁刑を認めたナンシー地域保安監置裁判所決定に対する控訴審として精神鑑定を命じた国家保安監置裁判所決定を破棄した), 破毀院 2012 年 12 月 12 日判決 B.C., 2012, n°280 (2 年の保安監視の適用を認めた国家保安監置裁判所決定に対する破棄申立を棄却した), 破毀院 2015 年 6 月 14 日判決 B.C., 2015, n°1283 (15 年以下の懲役刑を言い渡された者に対して 2 年の保安監視を認めたパリ地域保安監置裁判所決定を破棄した) 等がある。
- 42) 2011 年から 2013 年に保安監置の適用が問題となった事案については、井上・前掲「フランスにおける保安監置廃止に向けた近時の動きについて」550 頁以下に紹介されている。
- 43) 本決定については、Avis du 5 octobre 2015 relatif à la rétention du sûreté, NOR: CPLX1525592V, J.O., 5 novembre 2015, p.3 を参照。
- 44) 本決定については、Avis du 5 octobre 2015 relatif à la rétention du sûreté *préc.*, pp.3 et s. を参照。
- 45) Crim., 28 mars 2018, n°17-86.938, A.J.Pénal, 2018, n°6, p.327.

## IV 触法精神障害者の処遇

### 1 司法入院制度導入の経緯

2008年2月25日法によって保安監置・保安監視のほかに、責任無能力と宣告された触法精神障害者に対する職権による司法入院 (hospitalisation d'office) 制度が導入された<sup>46)</sup>。2008年法による改正以前のフランスの制度では、責任無能力と判断された行為者は司法システムから外れ、地方における国の代表者（地方では Représentants de l'Etat, 事実上は Préfet・行政長官・県知事, パリでは警察長官・Préfet de police）による措置入院（行政入院）の制度がとられていた<sup>47)</sup>。予審免訴の決定、違警罪裁判所・軽罪裁判所・重罪院の無罪判決などにより責任無能力と判断された行為者、または、捜査段階において責任無能力により検察官による不起訴処分とされた行為者については、治療を必要とし、さらに人の安全を危うくするかまたは公の秩序を著しく侵害するときには、司法当局は即座に県知事・Préfet（保健衛生法<sup>48)</sup>の規定では、パリでは警察長官、その他の県では国の代表者とされている）にそのことを通報し、県知事が措置入院を命令する手続がとられていた（保健衛生法 L.3213-7条、一般的な措置入院については同法 L.3213-1条参照<sup>49)</sup>）。措置入院の命令には、精神科医が作成した詳細な診断書が検討される必要があるが、この点は、日本の措置入院の制度と同じである。

ただ、行政による措置入院の制度に対しては、被害者に対する配慮が欠けている、犯された罪そのものを消去してしまうようなイメージを与えることにつながる、犯罪によって生じた損害の民事的な賠償を刑事裁判所で審議することができない（フランスでは刑事裁判所で損害賠償の請求を可能とする附帯私訴の制度が存在する）等の問題も指摘され、2008年法による保安処分の導入に際して、国民議会で法案の修正が提案され、触法精神障害者に対する司法入院の制度及び触法精神障害者に対する自由の制限処分が導入された<sup>50)</sup>。

現在、フランスでは、従来の行政による措置入院の制度は維持しつつ、刑事責任無能力として不起訴処分や無罪となった犯罪者に対して、司法の職権による強制入院が可能となった。その後、精神科治療対象者の権利、保護及び処遇方法に関する 2011 年 7 月 5 日法による改正で「職権による強制入院 (hospitalisation d'office)」という文言は削除され、「同意なき入院の形態での精神科治療の許可 (admission en soins psychiatriques, sous la forme d'une hospitalisation complète)」に変更された<sup>51)</sup>。2011 年の改正によって、触法精神障害者に対する入院治療が義務づけられることが明確になった<sup>52)</sup>。その後、2013 年 9 月 27 日法によって、さらに、一部改正が加えられた<sup>53)</sup>。

この司法入院制度は、わが国の心神喪失者等医療観察法による医療観察制度と類似する制度であり<sup>54)</sup>、責任無能力とされた触法精神障害者に対する一種の保安処分であると評価することも可能である。

## 2 司法入院の要件

司法入院の対象となる犯罪は重罪及び軽罪である。司法入院の条件は、行政による措置入院とほぼ同一である。精神障害で治療の必要があり、人の安全を危険にし、公の秩序を著しく侵害することを証明する訴訟に関与した精神医学の専門家による精神医学的な鑑定が必要である (刑訴法 706-135 条)。入院の期間についての制限はないが、精神科医の理由を付した意見が出された後、3 月後、その後は 6 月ごとに、県知事は入院を維持する決定をする。入院の解除は、施設に所属しない 2 人の精神科医の賛成意見に基づき、県知事 (Préfet) が判断する。

2011 年 7 月 5 日法では、治療は患者の同意 (場合によっては法定代理人の同意) に基づいて行うことを原則とすると規定するが、司法による治療入院のほか、(家族等も含む) 第三者の請求に基づきまたは差し迫った危険があるときの精神医学による治療の許可がある場合 (精神障害に冒された者は、① 精神障害によって自ら同意することが困難であり、② その精神状態が、完全な入院が必要と

思われるだけの恒常的な医学的監視を伴うか、保健衛生法 L.3211-2-1 条 I 第 2 号に記載される通院治療等の形態で治療することで足りる定期的な医学的監視を伴う即時的な治療を義務づける、という二つの条件を充足した場合に限り、同法 L.3222-1 条に記載される施設の長の決定に基づく精神科治療の対象となる)、国の代表者の決定に基づく治療の許可がある場合(受け入れ先の施設で従事する精神科医の詳細な診断書に基づき、その精神障害が治療を必要とし人の安全を危険にしまは著しく公序を侵害するとき)には、患者本人の同意を得ることなく入院させることができる(同法 L.3211-1 条)。また、この 2011 年法によって、入院治療以外に、通院治療または在宅治療も選択できるようになった。2011 年法による改正(その後、2013 年 9 月 27 日法による改正、2016 年 1 月 26 日法による改正が加えられている)で、入院治療の場合には 72 時間は入院すること、24 時間内に医師が身体検査を行い、施設への受け入れ診断書を作成していない精神科医が患者の状態についての診断書を作成し、精神医学による治療の継続が必要か否かを判断することとなった。72 時間内に、受け入れ診断書を作成していない受け入れ施設の精神科医によって新たな診断書が作成される(同法 L.3211-2-2 条)。上記 2 通の診断書によって、精神科治療の維持が必要であると結論づけられれば、72 時間の期限内に、入院治療を選択するか、入院以外の通院治療または自宅治療を選択するかを決定する。また、入退院に際しては自由と勾留判事の判断が求められることになり(同法 L.3211-12 条)、司法が関与することにより、患者の人権にも配慮がなされているといえることができる。

責任無能力者には刑事責任を問うことはできないが、2008 年法によって治療を受ける義務が課せられることになり、触法精神障害者に対して刑事司法が関与し続けることを明確に示した点でも意義がある。従来は、刑に服した犯罪者に再犯の著しい危険性を確認したとしても精神障害者には刑事責任を否定してきたが、改正後は、犯罪者を治療する限りにおいては精神障害者に刑事責任を問うことになった。このように指針が転換された背景には、犯罪学的な危険性と闘うという考え方がある<sup>55)</sup>。精神障害のために再犯の危険性がある場合には、医学的に治療することで再犯の危険性を取り除くことが

重視されたといえる。

2011年7月5日法による改正によって、精神科治療を認められた刑事施設に収容されている受刑者は、同意なき入院の形態でのみ治療を受けることができる（保健衛生法 L.3214-1 条）。精神障害に冒された受刑者の入院治療は、指定された保健衛生施設の中の特別に調整された医療病棟（同法 L.3222-1 条）で実施される（同法 L.3214-1 条）。実質的には、困難患者病棟（unités pour les malades difficiles）において実施されることになる（同法 R.3222-1 条）<sup>56)</sup>。但し、未成年受刑者については、その利益が認められるときには、保健衛生法 L.3214-1 条 I・II に定められた病棟を除く保健衛生法 L.3222-1 条に記載された保健衛生施設に入院することができる（同法 L.3214-1 条 IV）。なお、2017 年、国務院は、困難患者病棟（UMD）に強制入院させられた者の強制入院に対する異議申立を認め、弁護人の援助を受ける権利を認める決定をした<sup>57)</sup>。

また、2008 年法による改正で、強制入院以外の自由の制限処分も導入された（刑訴法 706-136 条）。処分の内容は、① 犯罪の被害者、未成年等の特に裁判所が指定した一定の人等と関係をもつことの禁止、② 特定された場所に入出入りすることの禁止、③ 武器の携帯または所持の禁止、④ 精神科医の事前の診断の対象となることなく、職業活動またはボランティア活動を行うことの禁止、⑤ 運転免許証の停止、⑥ 新たな免許証の交付を求めることの禁止を伴う運転免許証の取消、である<sup>58)</sup>。上記の禁止等の処分を言い渡す際には、控訴院予審部または判決裁判所はその期間を定めなければならない。その期間は軽罪については 10 年を、重罪または 10 年の拘禁刑で処罰される軽罪については 20 年を超えることはできない<sup>59)</sup>。保健衛生法による入院の対象となっている者については、入院中も禁止等の処分は適用可能であり、入院の解除後も一定の期間禁止処分は継続する（同法 706-136 条）。処分の解除については、処分が言い渡された直後から、自由と勾留判事に解除を請求することができる。拒否された場合は、6 月ごとに請求できる。禁止処分を遵守しなかった場合、2 年の拘禁刑及び 3 万ユーロの罰金を科すことができる<sup>60)</sup>。

この自由の制限処分は、刑事施設内に収容されない触法精神障害者に対して、刑事施設内に収容される期間と同等の期間、科すことができるので、触法精神障害者に対する保安処分としての刑事制裁が追加されたといえる。なお、刑事訴訟法 706-136 条に規定される処分について、憲法院は、刑罰ではなく予防的手段（保安処分）であるため、刑罰法規遡及適用禁止原則は適用されないと判断した<sup>61)</sup>。また、欧州人権裁判所も、同法 706-136 条に定める自由の制限処分は、欧州人権条約 7 条 § 1 に規定する「刑罰」ではなく犯罪予防的処分なので、刑罰法規遡及禁止原則はこの処分については及ばないと判断した<sup>62)</sup>。

また、刑罰の個別化及び刑事制裁の効率化強化に関する 2014 年 8 月 15 日法によって、刑事訴訟法 706-136-1 条が新設された。是非弁別能力の減退に伴う限定責任能力のために社会内司法追跡を言い渡されなかった者について、釈放に際して、行刑裁判官は、その者の状態により認められれば、治療義務を課すことができる。その期間は、軽罪の場合は 5 年、重罪または 10 年の拘禁刑で処せられる軽罪の場合は 10 年である。

#### 注

- 46) 末道・前掲書 199 頁以下、H. Matsopoulou, Procédure et décisions d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental, *Juris-classeur procédure pénale*, Art. 706-119, 706-140: fasc. 20, 2008, n° 15 et s. mise à jour au 5 février 2018; Desportes et Le Gunehec, *op. cit.*, n°s 1212 et s., pp. 1143 et s. を参照。
- 47) フランスの行政入院制度については、近藤和哉「フランスの刑事裁判と精神医療」町野朔・中谷陽二・山本輝之『触法精神障害者の処遇（増補版）』（信山社・2006）394 頁、田口寿子「フランスにおける触法精神障害者処遇システムの現状と問題点」前掲『触法精神障害者の処遇（増補版）』418 頁を参照。
- 48) 保健衛生法（*Code de la santé publique*）については、*Legifrance.gouv.fr* 上で確認できる最新版と *Code de procédure pénale 2019*, Dalloz で引用されている部分を参照した。
- 49) 末道・前掲書 200 頁。
- 50) この点については、末道・前掲書 200 頁、前掲論文 49 頁を参照。
- 51) この点については、末道・前掲論文 49 頁を参照。2011 年法については、大島一成・阿部又一郎「フランスにおける成人の精神科治療システムと法律——非自発的

入院についての臨床的考察と提言」精神神経学雑誌 114 巻 4 号 (2012) 401 頁以下、中谷陽二・蓮沢優「揺れ動くフランスの司法精神医療——最新の文献から——」精神神経学雑誌 117 巻 7 号 (2015) 509 頁等を参照。

- 52) 末道・前掲論文 49 頁を参照。
- 53) Loi n° 2013-869 du 27 septembre 2013 については、<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2013/9/27/AFSX1317654L/jo/texte> を参照。
- 54) 医療観察制度を保安処分と解する見解については、大谷實『新版 精神保健福祉法講義』(成文堂・2010) 170 頁を参照。
- 55) 2011年7月5日法の立法趣旨については、Dossiers législatifs – Exposé des motifs – Loi n° 2011-803 du 5 juillet 2011 relative aux droits et à la protection des personnes faisant l’objet de soins psychiatriques et aux modalités de leur prise en charge を参照。
- 56) 困難患者病棟については保健衛生法 R. 3222-1 条から R. 3222-7 条に規定される。
- 57) Décision n° 397774 Conseil d’Etat 17 mars 2017 ([Legifrance.gouv.fr](http://www.legifrance.gouv.fr). web 上で閲覧可能)。
- 58) 末道・前掲書 206 頁を参照。
- 59) 同上。
- 60) 末道・前掲書 207 頁を参照。
- 61) Crim., 21 janvier 2009, B.C., n° 08-83-492; D. 2009. AJ, 374; A.J.Pénal, 2009, 178, obs. Lasserre Capdeville.
- 62) C.E.D.H., 3 septembre 2015, n° 42875/10, Berland c/ France, *Droit pénal*, 2015, comm. 134, V. Peltier.

## V おわりに

前述したように、保安監置については、2013 年、オランダ政権下において Taubira 司法大臣が保安監視は維持しながら保安監置の廃止の方向性を示しはしたが、結局は政権の政策として取り上げられることはなく、マクロン政権下においても保安監置制度は存在している。既に、15 年以上の懲役を言い渡すと同時に、刑期終了後、保安監置に置くことを言い渡した実際の裁判例も散見される。フランスでは、近年、テロ犯罪による社会の混乱が頻発したこともあり、治安維持を強化する政策がとられているため、死刑制度を

廃止しているフランスや EU 諸国では、保安監置等の保安処分は現状のまま制度として維持されていくことが想定されるが、保安監置に置く条件について対象者の人格の犯罪学的な危険性が十分に検討されず、対象者による課せられた義務の不遵守が保安監置に置く要件となっていること、監置後の処遇については十分に機能していないという指摘があること等、保安監置制度については批判が加えられている。破毀院 2018 年判決は、保安監置制度に対する批判を念頭に置き、法律の解釈を厳格に行ったのではないかと考えられる。今後、保安監置が本格的に適用される事案も増加することが想定されることから、保安監置の適用について今後の推移を注視していく必要があると思われるが、現時点で、保安監置の適用については裁判実務においても慎重な姿勢がとられているといえるであろう。

わが国では、現時点で保安監置等の本格的な保安処分は整備されておらず、保安処分の導入については批判的な意見も散見されるが、死刑を廃止しているフランス等の EU 諸国では、保安処分が死刑の代替刑としての機能も有していると理解することも可能であろう。死刑制度を存置しているわが国に対しては国際的な批判も加えられる状況にあり、死刑の廃止を本格的に検討する際には、死刑の代替刑についても想定し、検討しておく必要がある。フランスや EU 諸国の保安処分の現状を正確に理解することは、わが国の将来的な刑事司法制度を考えるうえでも重要であると思われる。